

「南砺市活気に満ちた地域づくり事業」説明資料

募集はあと2年！
(31年度まで)

◆目的

この補助事業では、自治振興会、町内会・自治会・集落、市民団体等が、ビジネス手法を用いて地域や市内の課題の解決に向け自ら実施する事業又は、山間過疎地域の地域課題事業に対して市が支援します。イベント事業等は対象外となります。

◆応募事業

・Aタイプ(地域の課題解決)

市内31の自治振興会、市内354の町内会・自治会・集落、市民団体(青年団、壮年会などを含む)、NPO等がビジネス手法を用いて地域の課題解決に向け取り組む事業

・Bタイプ(山間過疎地域の課題解決)

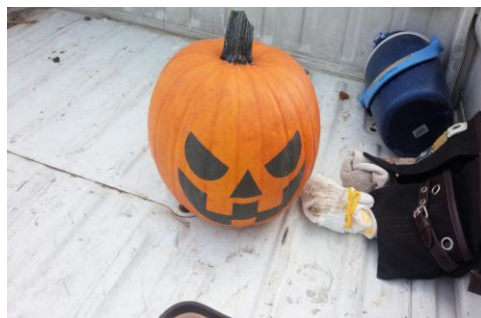
山間過疎地域振興条例対象地区を対象とし、地域の課題解決に向け取り組む事業。

※ただし、NPO、ボランティアグループ、市民活動団体は、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- ①5人以上の会員で組織していること
- ②組織の運営に関する規則等があること
- ③予算及び決算を適正に行っていること

○過去の事業

- ・「ハロウィンかぼちゃ」と交流を活かした山村地区活性化事業



- ・ビーツの生産・ブランド化による活気に満ちた集落づくり



◆事業期間

単年度事業（採択された年度に事業を完了すること）とします。

また、1度採択され実施した団体等は、翌年度以降の申請はできないものとします。

◆対象事業

支援対象事業は、地域課題を洗い出してその課題を解決し、目指すべき将来像の実現のため活気に満ちた地域づくり事業とし、テーマは次のとおりとなります。

- (1)地域の防犯、防災、福祉等の安心・安全な地域社会形成に関するもの
- (2)地域資源を生かしたコミュニティビジネス等の産業振興に関するもの
- (3)伝統文化の保全、復活等の文化振興に関するもの
- (4)少子高齢化対策に向けた定住等の促進に関するもの
- (5)地域資源を生かした集落地域づくりに関するもの
- (6)環境保全、美化活動等の地球にやさしい集落地域づくりに関するもの
- (7)前各号に掲げるもののほか、地域の活性化を図るものとして市長が認めるもの

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としません。

- (1)政治、宗教又は選挙活動にかかわるもの
- (2)交流行事等市民の親睦を深めるもの（イベント等）
- (3)国、地方公共団体その他の機関から助成を受けているもの
- (4)公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認めるもの
- (5)市が実施する他の補助事業に該当するもの

◆支援内容

補助対象経費の80%（上限50万円）を補助します。

＊ただし、山間過疎地域は100%補助

＊補助金の支出は補助金交付決定日以後としてください。

◆申請時の提出書類

事業提案書、実施計画書、収支予算書、見積書等、承認書（Aタイプのみ）

※NPO、ボランティアグループ、市民活動団体は、会員名簿、規則（定款、規約、会則等）に準ずるものの写し、前年度の収支決算書も提出願います。

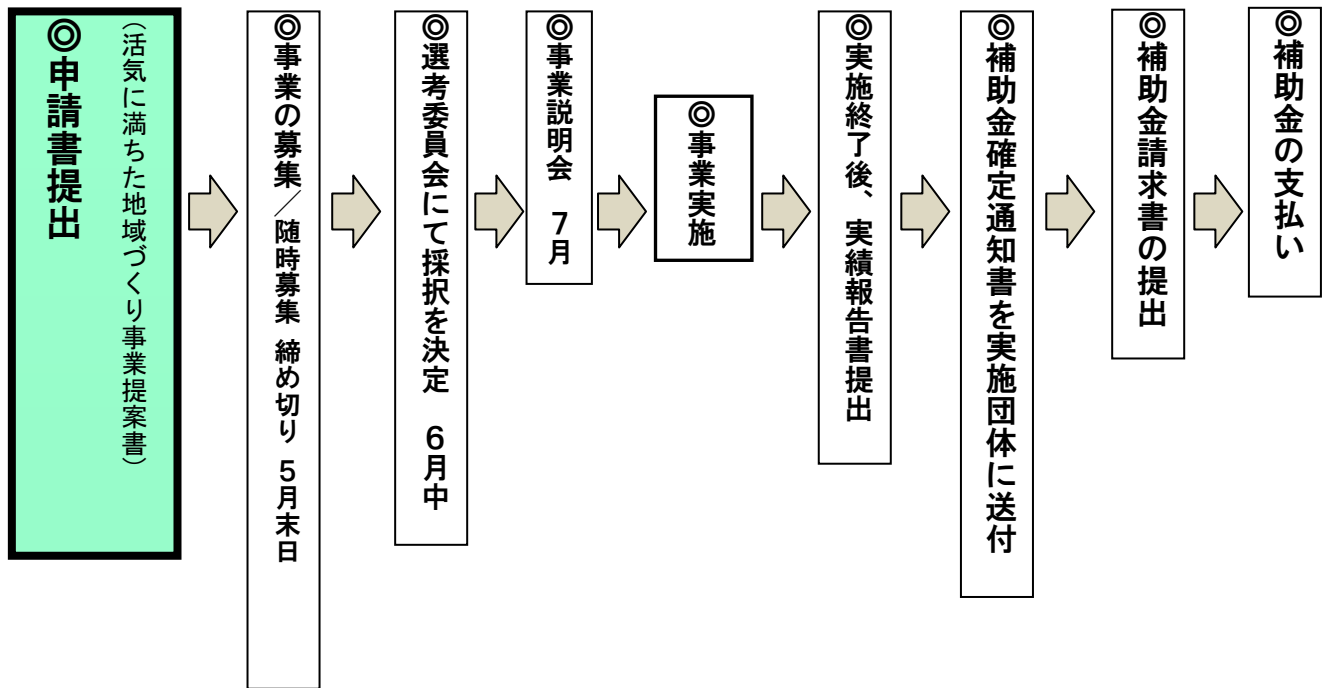


◆募集期限

今年度の募集期限は、平成30年5月末日となります。

6月中に開催する選考委員会にてプレゼンテーションしていただき採択を決定します。

◆事業の流れ



◆応募方法・問合せ先

- 問合せ先：南砺でくらしません課 協働のまちづくり係 担当：影近、中島
南砺市協働のまちづくり支援センター内（井波コミュニティプラザ「アスモ」2階）
TEL：23-2037 FAX：82-0170◆午前10時～午後7時まで◆